

長野県告示第286号

山ノ内町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 作業種類
公共測量（1/10,000都市計画図作成）
- 2 作業期間
平成24年5月2日から平成25年2月28日まで
- 3 作業地域
下高井郡山ノ内町

建設政策課

長野県飯田建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から平成25年5月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

平成25年5月13日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 151号
- 3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延長
下伊那郡阿南町新野3719番の52のB地先から 下伊那郡阿南町新野3723番の174地先まで	旧	8.5～14.4 m	0.5530 km
同 上	新	8.5～14.4	0.5530
		8.6～32.1	0.5260

道路管理課

長野県飯田建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から平成25年5月27日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県飯田建設事務所において、一般の縦覧に供します。

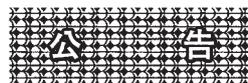
平成25年5月13日

長野県飯田建設事務所長 山岸 勸

- 1 路線名 151号
- 2 供用を開始する区間
下伊那郡阿南町新野3719番の52のB地先から
下伊那郡阿南町新野3723番の174地先まで

- 3 供用を開始する期日 平成25年5月13日

道路管理課



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年5月1日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ひなた
- 3 代表者の氏名
森 本 真由美
- 4 主たる事務所の所在地
飯田市鼎切石4731番地1
- 5 定款に記載された目的

この法人は、この地域における在宅の高齢者、要介護者、要支援者並びに手助けを必要としている人に対して、住み慣れた地域において家庭的な雰囲気のもとで介護等が受けられるための事業を行い、地域福祉に貢献し、高齢者を始め、地域の住民が住みやすい社会づくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定による処分を次のとおり行いました。

平成25年5月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 処分をした年月日
平成25年5月13日
- 2 処分を受けた者の商号、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び建設業許可番号
桜井建設株式会社
佐久市根々井字向田312番地1
佐藤 守雄
長野県知事（般・特-22）第17350号
- 3 処分の内容
建設業法第29条第1項の規定による一般建設業許可（造園工事業）及び特定建設業許可（土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業）の取消し
- 4 処分の原因となった事実

桜井建設株式会社の役員は、禁錮以上の刑の言渡しを受け、平成25年1月5日、その判決が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

建設政策課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年5月13日

長野県松本地方事務所長 白鳥政徳

- 1 (1) 許可番号 平成24年10月15日
長野県松本地方事務所指令24松地建第22-4号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
安曇野市三郷温58-3の内、59-1、59-2、59-3、59-4、59-5、60-1、60-2、60-3の内、60-5の内、61-1、1747-1、1748-1、1748-3、1748-5、1748-6、1749-1の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
安曇野市豊科4932-46
安曇野市長 宮澤宗弘
- 2 (1) 許可番号 平成25年3月11日
長野県松本地方事務所指令24松地建第20-11号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
塩尻市大字広丘高出字北原2012-1
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
塩尻市大字塩尻町260
株式会社アルプス 代表取締役 矢ヶ崎守夫

建築指導課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成25年5月13日

長野県長野地方事務所長 島田伸之

- 1 (1) 許可番号 平成24年11月13日
長野県指令24建指第28-15号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市大字八町字三入道588-6
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市青木島綱島170-2
佐藤 薫、佐藤 智則
- 2 (1) 許可番号 平成24年12月11日
長野県長野地方事務所指令24長地建第4-10号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市墨坂南2丁目1892-16、1892-18、1916-1の内、1918-100、1918-101の内、1918-106の内、1918-248、1918-357の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名
長野市大字南長池字屋敷576-8

株式会社ハウジング日創 代表取締役 橋本善光

建築指導課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年5月13日

長野県企業局松塩水道用水管理事務所長

中村好昭

- 1 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務
平成25年度天日乾燥床汚泥処理業務委託
 - (2) 役務の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 履行期間
契約締結の日から平成25年7月31日まで
 - (4) 履行場所
塩尻市大字宗賀字本山5225-1
 - (5) 入札方法
1トン当たりの単価について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
 - (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第14条第1項の規定により、産業廃棄物（汚泥）の積卸しをする場所を管轄する都道府県知事等から当該廃棄物の収集及び運搬の業の許可を受けている者であること。
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の規定により、産業廃棄物（汚泥）の最終処分（管理型）の業の許可又は産業廃棄物（汚泥）の中間処理（堆肥化を除く。）の業の許可を受けた者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
塩尻市大字宗賀字本山5225-1
長野県企業局松塩水道用水管理事務所

電話 0263 (52) 3330

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 日時 平成25年5月27日(月) 午前10時
 - イ 場所 長野県企業局松塩水道用水管理事務所 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年5月20日(月)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

企業局